



平成 18 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社デジタルガレージ
代 表 者 名 代表取締役 CEO 林 郁
(J A S D A Q ・ コード 4 8 1 9)
(URL <http://www.garage.co.jp/>)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長
櫻 井 光 太
T E L 0 3 - 5 4 6 5 - 7 7 4 7

内部統制システム構築の基本方針に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 22 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関して、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

・職務執行の基本方針

当社は、次の経営理念を掲げ、グループ内のすべての役員（取締役、監査役またはこれらに準ずるもの）および従業員（社員、嘱託、契約社員、派遣社員その他当社の業務に従事するすべてのもの）が、職務を執行するにあたっての基本方針としております。

【経営理念】

私たちは、異なるフィールドにある事象をインターネットビジネスによって結びつけ、「コンテクスト（文脈）」によって新しいビジネスを創造することで、社会の発展に貢献します。

当社は、この経営理念の下、役員および従業員（以下「役職員」という）の一人ひとりが法令を遵守し高い倫理観をもって適切な判断と行動ができるよう、適正な業務執行のための体制を整備しております。

・内部統制の基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備いたします。

1．取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループの役職員は、社会の構成員である企業人として求められる倫理観・価値観に基づき

誠実に行動することが求められます。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの厳守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図ることを行動規範とし、具体的な「行動指針」を策定し業務の運営を行います。

また、当社は、ホールディングカンパニーとして、その徹底を図るために、経営管理本部長がコンプライアンスの取組みをグループ各社横断的に統括することとし、経営管理本部の担当者は、グループ各社と連携し役職員の教育・啓発を行います。

当社取締役会は、各セグメント別に事業会社を統括し、経営管理本部は、各セグメント別グループ各社のコンプライアンスの状況を監査または把握します。これらの活動は、定期的に取り締役会および監査役会に報告します。

当社は、当社グループ内における法令遵守上の疑義のある行為等について、法定の事項に加え、当社および当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスの状況について、従業員が直接報告を行う手段とその報告者に不利益がないことを確保する体制を整備するものとします。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役は、文書管理規程等社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に適切に記録、保存し、かつ管理します。管理責任者は、文書管理規程により、取締役、監査役等が必要に応じて、これらの文章等を閲覧できる状態を維持するものとします。

3．損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ役職員のコンプライアンス、情報セキュリティおよび災害等に係るリスクに対応するために、経営管理本部にて、規則・ガイドラインの整備を行います。また、経営管理本部が、マニュアルの作成・配布等を行い、これらの規則・ガイドラインが効率的に機能するための研修を実施し、リスク状況の監視およびその運用を行うものとします。また、新たに生じたリスクにおいては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めるものとします。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は、グループの役職員が共有する目標を定め、各セグメントの担当取締役は、その目標の達成のためにセグメント各社の取締役と協同で、具体的な目標を設定し、グループ各社は、目標達成のための効率的な方法を定めるものとします。なお、当社取締役会は、定期的に進捗状況をレビューして、各セグメントの担当取締役を通じてセグメント各社の取締役に対して助言を行うとともに、必要に応じて改善を促すことにより、グループとしての業務の効率化を実現するシステムを構築するものとします。

5．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社を事業セグメントにより分類し、各セグメントを統括する取締役を任命しております。セグメント担当の取締役は、取締役会あるいは経営会議において業務の効率化、各社の法令遵守体制、リスク管理体制の適正を確保するとともに、これを監視します。また、経営管理

本部は、これらを横断的に推進し、定期的に進捗状況をレビューしその管理を行うものとします。なお、グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告を受けるものとします。

6．監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、経営管理本部の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役の指揮命令は受けないものとします。なお、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行うものとします。

7．取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスの状況について、出来るだけすみやかに報告する体制を整備するものとします。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定いたします。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と取締役は、定期的な意見交換会を設定するものとします。

当社は、かかる体制の下で会社の業務の適法性・効率性の確保ならびにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、一層適切な内部統制システムを整備すべく、努めてまいります。

以上